## 独立行政法人北方領土問題対策協会業務方法書 新旧対照表

## 改正案 現行 (目的) (目的) 第1条 この業務方法書は、独立行政法人通則法(平成11年 第1条 この業務方法書は、独立行政法人通則法(平成11年 法律第103号)第28条及び独立行政法人北方領土問題対 法律第103号)第28条及び独立行政法人北方領土問題対 策協会の業務運営並びに財務及び会計に関する命令(平成 策協会の業務運営並びに財務及び会計に関する命令(平成 15 年内閣府・農林水産省令第12 号) 第2条に基づき、独 15 年内閣府・農林水産省令第12 号) 第1条に基づき、独 立行政法人北方領土問題対策協会(以下「協会」という。) 立行政法人北方領土問題対策協会(以下「協会」という。) の業務の方法について基本的事項を定め、もってその業務 の業務の方法について基本的事項を定め、もってその業務 の適正な運営を図ることを目的とする。 の適正な運営を図ることを目的とする。 第2条~第12条 略 第2条~第12条 略 附則(略) 附則(略) 附則(平成23年月日) この業務方法書は、主務大臣の認可のあった日から施行し、 平成23年4月1日から適用する。

## 貸付金の使途、利率等の新旧対照表

別 表 1 貸付金の種類等

1 貸付金の種類等	貸付	利率(年利)		償還期限 (据置期間を含む)		据置期間		貸付金額の限度		
貸付金の種類	変 更 後	現行	変更後	現 行	変更後	現 行	変更後	現 行	変 更 後	現行
1. 個人が営む漁業に 必要な資金	現行と同じ	(1) 漁船の建造、取得及び改造 (2) 漁船用機器の設置 (3) 養殖施設、処理加工施設、保蔵 施設又はこれらに準ずる漁業用施設 の設置		<u>1. 12</u> %	現行と同じ	15年以内 (木船9年 ・機器7年)	現行と同じ		T人当にり谷 <u>0.000</u> 万円以内で あって所要額の9割以内	1人当たり各 <u>3.000</u> 万円以内で あって所要額の9割以内
	現行と同じ	(4) 漁具又は漁網綱の購入			現行と同じ	5年以内	現行と同じ	1年以内		
	現行と同じ	(5) 上記(1)(2)(3)の転貸	<u>0. 78</u> %	<u>0. 62</u> %	現行と同じ	15年以内 (木船9年 ・機器7年)	現行と同じ		現行と同じ	転借人に対する貸付金相当額
	現行と同じ	(6) 上記(4)の転貸			現行と同じ	5年以内	現行と同じ			
	現行と同じ	(7) 経営資金	現行と同じ	1. 2	0% 現行と同じ	1年以内	現行と同じ	じ 1年以内 現行と	現行と同じ	じ 1 人当たり800万円以内
			<u>1. 56</u> %	1.4	3% 現行と同じ	1年超3年以内			WII CHIO	
	現行と同じ	(8) 上記(7)の転貸	現行と同じ	0. 7	0% 現行と同じ	1年以内	現行と同じ	と同じ 1年以内	現行と同じ	転借人に対する貸付金相当額
0 /m   /°24 + . db += +=			<u>1. 06</u> %	<u>0. 9</u>	3% 現行と同じ	1年超3年以内				
2. 個人が営む農畜産林業に必要な資金	現行と同じ	(1) 農地又は牧野の取得、改良及 び造成 (2) 農舎、畜舎、温室、ふ卵育す う施設又はこれらに準ずる農畜産業 用施設の設置	1. 28%	<u>1. 12</u> %	現行と同じ	15年以内	現行と同じ	2年以内	1人当たり各 <u>3,500</u> 万円以内で あって所要額の9割以内	1人当たり各 <u>1,800</u> 万円以内で あって所要額の9割以内
	現行と同じ	(3) 家畜又は家きんの購入 (4) 農畜産林業用機具の購入			現行と同じ	7年以内	現行と同じ	1年以内		
	現行と同じ	(5) 上記(1)(2)の転貸	— <u>0. 78</u> %	<u>0. 62</u> %	現行と同じ	15年以内	現行と同じ	2年以内	現行と同じ	転借人に対する貸付金相当額
	現行と同じ	(6) 上記(3)(4)の転貸			現行と同じ	7年以内	現行と同じ	1年以内		
	現行と同じ	(7) 経営資金	現行と同じ	1. 2	0% 現行と同じ	1年以内	現存し目げ	1年以内	現行と同じ	1人当たり800万円以内
			<u>1. 56</u> %	1.4	3% 現行と同じ	1年超3年以内	現行と同じ	1年以内		
	現行と同じ	(8) 上記(7)の転貸	現行と同じ	0. 7	0% 現行と同じ	1年以内	現行と同じ	1年以内	現行と同じ	転借人に対する貸付金相当額
			<u>1. 06</u> %	<u>0. 9</u>	3% 現行と同じ	1年超3年以内				
3. 個人が営む商工業 及びその他の事業(漁 業及び農畜産林業を除 く)に必要な資金	現行と同じ	(1) 工場用建物、店舗、事務所、 事業所、又は倉庫の設置	<u>1. 28</u> %	1 1	現行と同じ	行と同じ 15年以内	現行と同じ	2年以内	現行と同じ	1人当たり各3,000万円以内で あって所要額の9割以内
	現行と同じ	(2) 車両、機械若しくは器具の購 入又は事業用設備の設置		<u>1.1</u>	現行と同じ	7年以内	現行と同じ	1年以内		
	現行と同じ	(3) 上記(1)の転貸	<u>0. 78</u> %	<u>0. 62</u> %	現行と同じ	15年以内	現行と同じ	2年以内	現行と同じ	転借人に対する貸付金相当額
	現行と同じ	(4) 上記(2)の転貸			型% 現行と同じ	7年以内	現行と同じ	1年以内		
	現行と同じ	(5) 経営資金	現行と同じ	1. 2	0% 現行と同じ	1年以内	現行と同じ	行と同じ 1年以内	現行と同じ	1人当たり800万円以内
			<u>1. 56</u> %	<u>1.4</u>	3% 現行と同じ	1年超3年以内	がいて向し			
	現行と同じ	(6) 上記(5)の転貸	現行と同じ	0. 7		1年以内	現行と同じ	1年以内	現行と同じ	転借人に対する貸付金相当額
			<u>1. 06</u> %	<u>0. 9</u>	3% 現行と同じ	1年超3年以内				

貸付金の種類	貸付金の使途		利率(年利)		償還期限 (据置期間を含む)		据置期間		貸付金額の限度	
	変 更 後	現 行	変更後	現 行	変更後	現 行	変更後	現 行	変 更 後	現 行
	現行と同じ	(1) 更生資金 協会が定める資金	現行と同じ	3.00% 据置期間中は	30113 - 1113 -	6年以内	現行と同じ	1年以内		1人当たり120万円以内 ただ し、特に必要と認められる場合 は250万円以内
	現行と同じ	(2) 生活資金		無利息	現行と同じ	5年以内	現行と同じ	6ヵ月以内	現行と同じ	1人当たり70万円以内
		(3) 高等学校及び大学在学者の修学 資金	現行と同じ	無利息	現行と同じ	卒業後 20年以内	現行と同じ	卒業後6ヵ月		1人当たり年額高校生にあっては 31万8千円以内、大学生にあって は63万円以内
	(4) 住宅資金 増改築又は補修に要する資金、新築 住宅の建設・購入資金、中古住宅の 購入資金及びこれらに附随して必要 な土地の取得に要する資金	( <u>4)</u> 住宅改良資金 増改築又は補修に要する資金及 び中古住宅の取得に要する資金	2.19%	% <u>1.80%</u>	á <u>30</u> 年以内	<u>20</u> 年以内		<u>1</u> 年以内	1 人当たり <u>3,000</u> 万円以内であっ て所要額の <u>9</u> 割以内	1 人当たり <u>500</u> 万円以内であって 所要額の <u>8</u> 割以内
		( <u>5) 住宅新築資金</u> 住宅の新築に必要とする資金 (新築住宅を購入する場合を含む)				<u>30</u> 年以内		<u>1</u> 年以内		1人当たり <u>1.800</u> 万円以内であっ て所要額の <u>8</u> 割以内
		(6) 土地取得資金 ア 住宅の新築に附随して必要な土 地の取得に要する資金 (新築住宅を 購入する場合を含む)				<u>30</u> 年以内		<u>1</u> 年以内		1 人当たり <u>500</u> 万円以内であって 所要額の <u>8</u> 割以内
		イ <u>中古住宅の取得に附随して必要な土地の取得に要する資金</u>				<u>20</u> 年以内				
	(5) 上記(4)の転貸	(7) 上記(4)及び(6)のイの転貸	<u>1. 69</u> 9	% <u>1. 30%</u>	<u>30</u> 年以内	<u>20</u> 年以内	- <u>1</u> 年以内	<u>1</u> 年以内	現行と同じ	転借人に対する貸付金相当額
		(8) <u>上記(5)及び(6)のアの転貸</u>				<u>30</u> 年以内		<u>1</u> 年以内		

<sup>(</sup>注)業務方法書別表のうち、「貸付けの相手方」については省略